

運用報告書の適正性に関する確認書

2021年4月14日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都港区愛宕二丁目5番1号
愛宕グリーンヒルズMORIタワー18階

不動産投資信託証券発行者名 スターアジア不動産投資法人
(コード: 3468)

代表者の役職・氏名 執行役員 加藤 篤志

(署 名) 加藤 篤志

当投資法人の執行役員である加藤篤志は、本投資法人の2020年8月1日から2021年1月31日までの第10期営業期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

1. 本投資法人のしくみについて

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、資産の運用に係る業務等をスターアジア投資顧問株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に、資産の保管に係る業務、投資主名簿等管理事務並びに機関運営、計算、会計帳簿の作成等に関する一般事務を三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しております。また、本投資法人の会計監査人はEY新日本有限責任監査法人です。

なお、私は、投資法人の執行役員と資産運用会社の代表取締役を兼職しております。

2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社の関係各部署が把握している重要な情報を勘案した上で、原案を作成しております。当該原案については、法律に係る記載内容及び税務に係る記載内容について、それぞれ必要に応じて法律事務所及び税理士法人による助言を受けるとともに、会計監査人による監査を受けて作成しております。なお、作成された資産運用報告は、投信法第131条第2項の規定に基づき、2021年3月16日付本投資法人の役員会で承認を得て提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者より適切に作成、提出された会計帳簿に基づき、資産運用会社にて本投資法人の経理規程等に沿った合理的なものであることを確認した上で、当該資産運用報告が作成されていることを確認していること。
- (2) 資産運用報告の作成にあたっては、投信法、投資法人の計算に関する規則、金融商品取引法等

の関係法令に関して、本投資法人の法律顧問であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言及び適正性の確認を受けていること。

- (3) 本投資法人の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人より、会計に係る記載内容について投信法第 130 条に規定される会計監査を受け、その結果、重要な指摘事項がないことを確認し、かつ、監査報告書を受領していること。
- (4) 資産運用報告を適正に作成するため、本投資法人に関する重要な事項については、適宜、資産運用会社から本投資法人役員会に報告を受けるとともに、当該報告内容と当該資産運用報告に記載されている事項に相違がないことを確認していること。
- (5) 本投資法人及び資産運用会社において、本投資法人の業務運営が十分に実施されるための内部管理体制が適切に構築・維持されていること及びその有効性について確認していること。

以 上